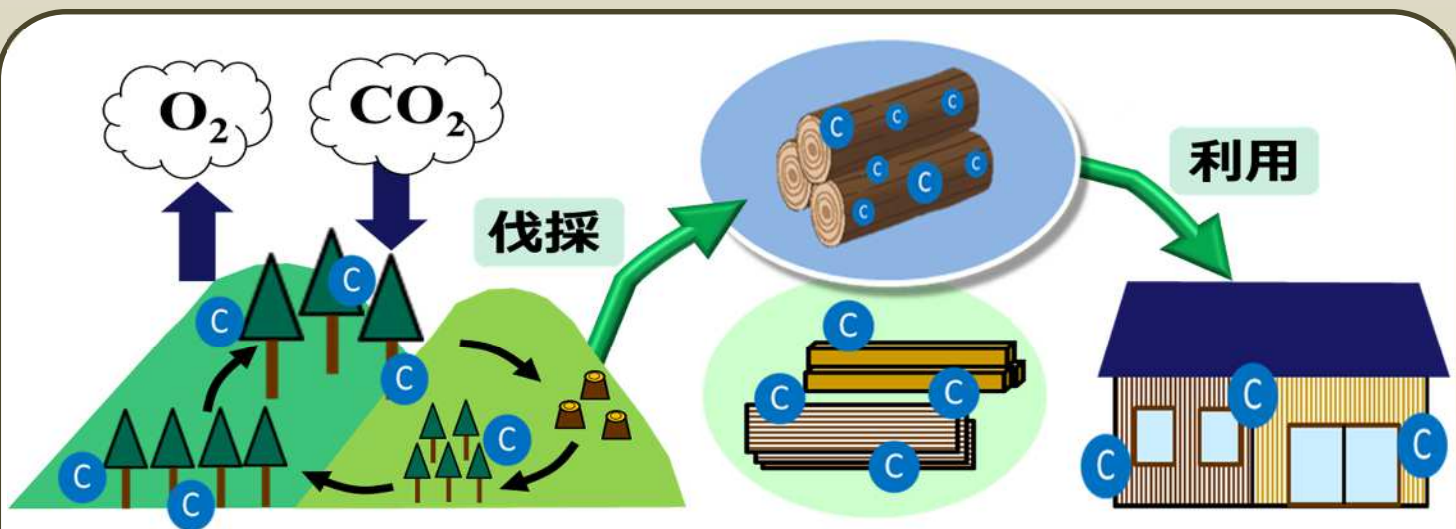


ふじのくに炭素貯蔵建築物認定制度

県産材を利用した建物の炭素貯蔵量を認定します



県産材を利用して、建築物にCO₂由来の炭素を貯蔵！

ふじのくに炭素貯蔵建築物認定証

静岡 太郎 様

建築物に利用した静岡県産材に係る炭素貯蔵量について、次のとおり認証します。

県産材利用量	県産材の炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算量)
50 m ³	33 t-CO ₂

【建築物名】店舗・施設・事務所等

【設計者名】〇〇設計事務所

令和5年 月 日 静岡県・しずおか優良木材供給センター



建築主に県産ヒノキを利用した認定証を交付します！

炭素貯蔵量を表示

- ・環境貢献度を「見える化」
- ・施設に掲示して企業等のイメージアップに

<主な要件>

- ・県内で木造、木質化した非住宅建築物であること
- ・しずおか優良木材等の県産材製品を建築物に10 m³以上使用すること



<申請方法>

しずおか優良木材供給センター（事務局：静岡県森林組合連合会）に、次の書類を郵送または持参してください。

①ふじのくに炭素貯蔵建築物認定申請書（様式第1号）	②木びろい表（様式第2号）
---------------------------	---------------

※ 工務店、建築設計事務所等による代理申請も可能です

※ 下記の事業に係る建築物については、申請書類の提出を省略することができます

しずおか木使い施設推進事業の助成を受けた建築物（①②ともに省略可。申込時の提出書類において、炭素貯蔵建築物認定の申請希望の有無を確認。）
ふじのくに木使い建築施設表彰に応募した建築物（①②ともに省略可。応募時の提出書類において、炭素貯蔵建築物認定の申請希望の有無を確認）
その他、特に県産材の需要拡大に資すると認められた建築物のうち、認定要件を満たすもの

<申請期間>

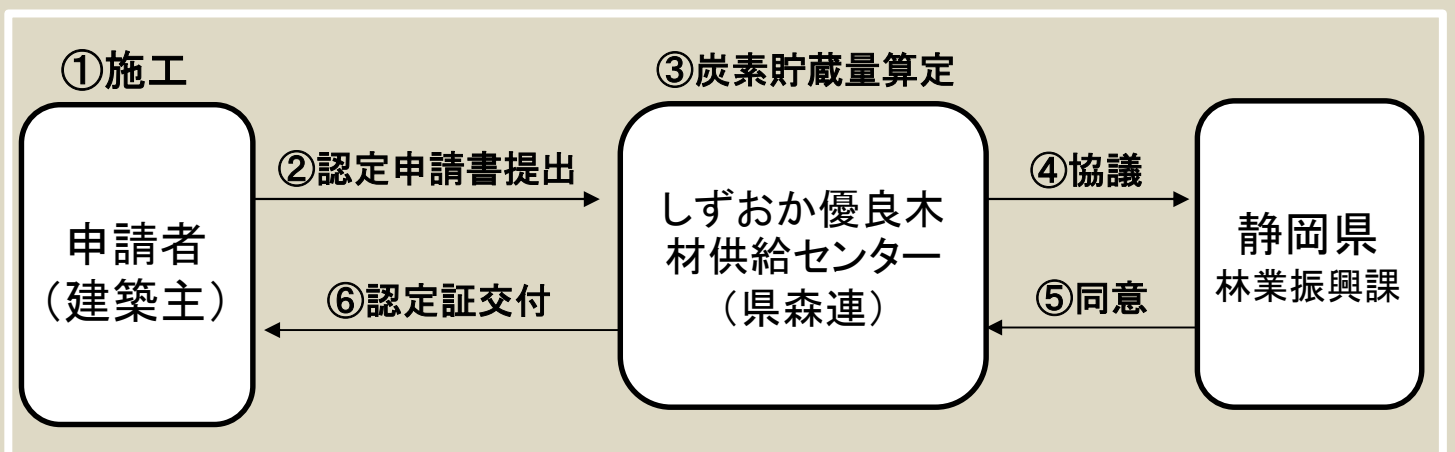
令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 令和6年8月30日までに申請があった建築主物は、令和6年10月に認定証を交付します。
令和6年8月31日以降に申請があった建築物は、令和7年10月に認定証を交付します。

<申請から認定証交付までの流れ>

申請に必要な書類の様式は、静岡県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/ringyo/ringyoshinkou/1040843/1054644.html>



申請・問合せ先

しずおか優良木材供給センター

TEL 054-253-0195 E-mail: s-wood@s-kenmori.net

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号県庁西館9階

静岡県林業振興課

TEL 054-221-2691 E-mail: rinshin@pref.shizuoka.lg.jp

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号県庁東館13階